

鴻巣市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鴻巣市犯罪被害者等支援条例（令和6年鴻巣市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪被害者等のうち犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて市内に住所を有していたものをいう。
- (3) 傷害 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は当該疾病に係る被害で次の要件に該当するものをいう。
 - ア 医師の診断により当該負傷又は当該疾病の療養の期間が1月以上であったこと。
 - イ 当該負傷又は当該疾病の療養のために、3日以上病院又は診療所に入院することを要したこと（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、医師の診断により当該精神疾患の療養に1月以上を要し、かつ、3日以上の労務に服することができない程度の者に限る。）。

(見舞金の額)

第3条 条例第8条の見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 傷害見舞金 10万円

(遺族見舞金の支給対象)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族のうち第3項の規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）とする。

2 前項の遺族の範囲は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第8条第5号において同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母にあつては、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした遺族見舞金の支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

（傷害見舞金の支給対象）

第5条 傷害見舞金の支給を受けることができる者は、第2条第2号の犯罪被害者とする。

（犯罪被害者等見舞金の支給の制限）

第6条 市長は、次に掲げる場合は、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下これらを「犯罪被害者等見舞金」という。）を支給しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と当該犯罪行為の加害者との間に次のアからウまでのいずれかに該当する親族関係があつたとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。）

ウ 三親等内の親族（ア又はイに掲げるものを除く。）

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウま

でのいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切であると市長が認めるときは、犯罪被害者等見舞金を支給する。

(犯罪被害者等見舞金の額の調整)

第7条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）は、当該傷害見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、第3条第1号に規定する遺族見舞金の額から、支給を受けた当該傷害見舞金の額を控除して得た額とする。

2 犯罪被害者等見舞金と同種の見舞金で、他の地方公共団体が支給するものの支給を受けている場合における犯罪被害者等見舞金の額は、犯罪被害者等見舞金の額から当該支給を受けている額を控除して得た額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、第4条第4項前段の規定により選任された代表

者。以下この条において「遺族見舞金申請者」という。）は、鴻巣市遺族見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 犯罪行為が行われた時に犯罪被害者が市内に住所を有する者であったことを証する住民票の写しその他証明書
- (3) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 遺族見舞金申請者が第4条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、鴻巣市遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）
- (8) その他市長が必要と認める書類
（傷害見舞金の支給申請）

第9条 傷害見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者は、鴻巣市傷害見舞金支給申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 傷害を負った日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書
- (2) 犯罪行為が行われた時に犯罪被害者が市内に住所を有する者であったことを証する住民票の写しその他証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類
（犯罪被害者等見舞金の支給申請の期限）

第10条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けようとする者は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過した日又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過した日までに、市長に対して申請しなければならない。

(犯罪被害者等見舞金の支給決定等)

第11条 市長は、第8条又は第9条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに犯罪被害者等見舞金の支給の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、鴻巣市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書（様式第4号）又は鴻巣市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の請求)

第12条 前条第2項の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定の通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、その支払を請求しようとするときは、鴻巣市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(犯罪被害者等見舞金の支給決定の取消し等)

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、犯罪被害者等見舞金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の返還を求めるものとする。

- (1) 第6条に規定する犯罪被害者等見舞金の支給の制限に該当するため、犯罪被害者等見舞金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等見舞金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を取り消

したときは、鴻巣市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（報告等）

第14条 市長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 市長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関、病院その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。